

## 阿波市奨学金等返還支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、阿波市に住民登録し居住する就労者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学又は大学（大学院を含む。）及び専修学校（以下「高校・大学等」という。）の在学中に借り入れた高校・大学等奨学金（以下「奨学金等」という。）を返還する者に対し、返還金の一部を助成することにより、人材の確保と定住促進を図ることを目的とする。

### (対象となる奨学金等)

第2条 助成金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- (3) 阿波市奨学金
- (4) その他市長が認める奨学金等

### (助成金の受給要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体に勤務する正規職員は除く。

- (1) 阿波市に住民登録し、現に居住している者
- (2) 高校・大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (3) 平成29年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した者
- (4) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を遅延なく行っている者
- (5) 被雇用者、起業者又は第1次産業に従事している者
- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の2に相当する額（当該金額が10万円を超えるときは、10万円）とする。ただし、専業農家従事者の助成金の額は、助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の全額（当該金額が20万円を超えるときは、20万円）とする。

2 前項の場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付を受ける年度において市に居住した期間が

1年に満たない場合は、居住した期間内に返還した金額を助成対象とする。

- 4 繰上返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額には含まないものとする。

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる期間は、次条に規定する助成金の交付申請の日の属する月から起算して60箇月間を限度とする。

- 2 助成金の受給要件を月の途中で満たしたときは翌月分から、月の途中で失ったときは前月分までを交付対象とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの
- (2) 申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額を証するもの
- (3) 事業所から交付される労働条件通知書若しくはそれに代わるもの（就労証明書（様式第2号等））又は自営業にあつては営業証明書等自らの業を営むことを証する書類。ただし、離職した場合は、速やかに離職報告書（様式第3号）を提出すること。
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対して、阿波市奨学金等返還支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条に規定する申請書を提出した後、助成金の交付申請を取りやめる場合は、速やかに阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する届けがあつたときには、当該申請に係る助成金の決定はなかつたものとみなす。

(助成金の実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還したときは、速やかに阿波市奨学金等返

還支援助成金実績報告書（兼請求書）（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の返還の事実を証するもの
- (2) 交付年度における就労期間等を証する書類（在職証明書（様式第7号等））
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、住民登録等の確認のほか、当該報告に係る書類の審査を行い、交付が適当と認められるときは、交付金額を確定し、交付決定者に対して阿波市奨学金等返還支援助成金交付額確定通知書（様式第8号）により通知し、助成金を交付する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果が適当でないと認めるときは、交付決定者に必要な是正措置を命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、阿波市奨学金等返還支援助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 助成金の交付決定後、交付対象期間内に本市外へ転出したとき
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、阿波市奨学金等返還支援助成金返還命令書（様式第10号）により助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。